

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」2024 年 4 月
(2025 年 3 月追記版) 版の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にか
かる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前ま
でに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知 : 2025 年 8 月 22 日 (金) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め : 2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を
取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

| | |
|-----------|------------------|
| 類似業務経験の分野 | 建築設計・耐震診断に係る各種調査 |
| 対象国及び類似地域 | トルコ及び全途上国 |

| | |
|-------|----|
| 語学の種類 | 英語 |
|-------|----|

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

トルコ（以下、「当国」という。）は、面積約 78 万 km²（日本の約 2 倍）を有し、2024 年時点の人口は約 8,566 万人、1 人当たりの GDP は 15,463 ドルである（トルコ国家統計局）。当国は北側のユーラシアプレート、南側のアフリカプレート及びアラビアプレートの境界部に位置し、その他にもマイクロプレートが複数存在しているため、地震活動が活発な地域である。1999 年には約 2 万人の犠牲者を出すトルコ北西部地震（マルマラ地震とデュズジェ地震の 2 回の地震）が発生した他、その後も大規模な地震が発生しており、2023 年 2 月 6 日には、トルコ・シリアをあわせ死者数 5 万 3 千人以上、倒壊した建物 20 万棟以上と推定されているトルコ南東部地震が発生し甚大な被害をもたらした。さらに当国では、近年の急速な経済発展による都市構造の複雑化および経済構造の高度化により、さらに災害に対する脆弱性が高まっている。

災害対策は当国における主要課題の一つであり、「第 12 次国家開発計画（2024～2028 年）」においては都市のレジリエンス強化と災害リスク軽減のための耐震補強の重要性があげられている。また、1999 年のマルマラ地震において建築物に甚大な被害が発生し、トルコにおける建物の脆弱性が浮き彫りになったことをきっかけに 2007 年には新築建物に対する最低限の耐震設計要件を定めた「建築物地震規制（Earthquake Regulation for Buildings）」が導入された他、2012 年には環境都市省（MoEU、現在の MoEUCC）によって「都市変容法（the Urban Transformation Law）」が制定され、地方自治体は「災害危険区域」を指定する権限が与えられ、危険な建築物の取り壊しと再建の促進が行われた。さらに、2018 年には「トルコ耐震基準（Türkiye Building Earthquake Code）」が改正されるなど、建物の耐震性強化に向けた取り組みが進められている。

その一方で 2023 年に発生したトルコ南東部地震では、調査の結果倒壊した建物の多くは最新の耐震基準を満たしていないことが明らかになった他、トルコ全土の約 2,000 万棟の建物のうち約 600 万棟の建物が耐震基準を満たすために

補強または再建が必要であると推定されている。

イスタンブール付近には、全長 1000 km を超す北アナトリア断層が海底に存在しており、特にイスタンブールに近いマルマラ海の下の破壊域ではここ数百年にわたり大地震が発生しておらず、地震リスクの高い空白域となっており、経済的要所である同地域において大地震が発生した場合には、甚大な被害が生じる可能性や、都市機能が喪失する可能性がある。このような状況の中でイスタンブール大都市圏庁では 1999 年以降に独自に耐震性評価・耐震診断手法の研究が行われており、現在その手法を用いてイスタンブール大都市圏内の建物の耐震性評価を実施している。しかし、2023 年に発生したトルコ南東部地震の影響もありイスタンブール大都市圏内での耐震性評価の需要が高まっており、イスタンブール大都市圏庁による評価実施が追い付いていない現状がある他、現在の耐震性評価手法では評価できる建物の構造、高さなどに制限があることが課題となっている。これまで JICA は民間連携事業「耐震補強技術普及促進事業」（2018 年-2019）年や技術協力プロジェクト「地方自治体の災害リスク管理及び廃棄物管理能力向上プロジェクト（2023 年-2026 年）」などを通じて、トルコにおける耐震補強技術の普及・促進に係る支援を行ってきたが、耐震補強の対象とする建物を選定するための耐震性評価・耐震診断についての支援実績はない。耐震性評価能力の向上は、これまで JICA が協力を行ってきた耐震補強技術の促進にも有効であり、その必要性は高い。

係る状況を踏まえ、トルコ国は我が国に対し、同国における耐震性評価手法の改善と実施促進を目的とした技術協力プロジェクト「トルコ国建物リスク評価に係る能力向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を要請した。

本詳細計画策定調査では、トルコ国における耐震性評価手法とその実施制度等に関する現状や実施状況を確認するとともに、プロジェクトの活動内容と実施体制を検討するための情報を収集・分析・整理し、プロジェクトの内容を協議・決定することを目的とする。本詳細計画策定調査の結果を踏まえ、プロジェクトに関わる合意文書（R/D）締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025年9月上旬～2025年9月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、トルコ側関係機関(C/P機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、少なくとも現地業務開始の1週間前までにJICAに提出する。
- ② プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

※上記(1)で調査対象とする関係機関は、イスタンブール大都市圏庁、ブルサ大都市圏庁に加え、アンカラに拠点を置くトルコ地方自治体連合(UMT)、国民教育省、保健省、内務省災害危機管理庁、環境都市気候変動省等を想定している。ただし、業務開始前にJICAと最終確認を行う。

(2) 現地業務 (2025年9月下旬～2025年10月中旬)

- ① JICAトルコ事務所等との打合せに参加する。
- ② トルコ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行うと共に、質問票の回答を回収・整理する。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) トルコにおける耐震性評価・耐震診断に関する法制度を確認・整理する。
 - イ) トルコ、特にイスタンブールやその他大都市圏庁等で実施されている耐震性評価手法について調査、ヒアリングを行い、分析・整理する。
 - ウ) トルコ、特にイスタンブールやその他大都市圏庁等で実施されている耐震性評価・耐震診断について、その実施体制、制度について分析・整理する。
 - エ) トルコ、特にイスタンブールやその他大都市圏庁等での耐震性評価

の実施状況（耐震性評価実施数等）について調査し、現状を分析・整理する。

- オ) 関係機関における耐震性評価・耐震診断への関与状況や課題について、現状を分析・整理する。
- カ) 上記調査結果を踏まえ、トルコにおける耐震性評価・耐震診断手法およびその実施体制、実施状況、課題について、民間建物と公共建物ごとに整理する。

※上記③で調査対象とする大都市圏庁はイスタンブール大都市圏庁、ブルサ大都市圏庁等を想定。関係機関としてはアンカラに拠点を置くトルコ地方自治体連合(UMT)、国民教育省、保健省、内務省災害危機管理庁、環境都市気候変動省等を加えることを想定している。ただし業務開始前に JICA と最終確認を行う。

- ④ 耐震性評価・耐震診断手法の改善案を提案する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 耐震性評価・耐震診断手法について、手法の改善に向けた協力内容を検討・提案する。
 - イ) 耐震性評価・耐震診断の実施促進に向けた制度、実施体制の改善について JICA の調査団員等とも協議し協力内容を検討・提案する。
 - ウ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）の案を提案する。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
 - ア) トルコ側からの意見について、本プロジェクトの投入規模を踏まえ、担当業務の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑥ 担当分野の観点から PDM 案、PO 案、協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）、討議議事録（R/D : Record of Discussions）案の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA トルコ事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2025 年 10 月中旬～2025 年 10 月下旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文）作成に協力する。
- ② 担当分野の観点から PDM 案、PO 案、R/D 案の作成に協力する。
- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（電子データ（Word、PDF））

2025 年 10 月 31 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。詳細計画策定調査報告書（案）（和文）はドラフトを 2025 年 10 月 22 日（水）までに提出し、JICA によるコメントを踏まえたものを期日までに提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（2） その他留意事項

- 1) トルコ国内における 2023 年大地震被災地 11 県（アダナ、アドゥヤマン、ディヤルバクル、ガジアンテップ、ハタイ、カフラマンマラシュ、キリス、マラティア、オスマニエ、シャンルウルファ、エラズー）およびイス

タンブールの宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については大地震被災地 11 県の場合 24,000 円/泊、イスタンブールの場合 30,500 円/泊として計上することとしています。本公示においてプロポーザルを提出する際には、現地業務の全日程でイスタンブールに滞在すると仮定し見積もりを作成してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逓減は適用しません。

- 2) 人員配置にあたっては、一人当たりの現地滞在期間が 180 日中 90 日以下になるように留意すること（この日数を超えるとトルコ社会保障局への社会保障費の納付が必要になる。ただし、トルコ現地に恒久的施設を有している企業等しか社会保障費を納付できないため、該当しない企業等は上記以上の滞在は不可）。現地に恒久的施設を有している企業等が、やむを得ず 90 日間を超える要員計画を提案する場合は、JICA の業務に関連して発生する社会保障費のみ機構が公費負担することを認めるが、コンサルタントが自社で社会保障費を納付すること。その際、納付額のうち本業務に関連して発生する社会保障費のみを契約金額の見積りに計上すること。なお計上する費目は直接経費の「旅費（その他）」とし、別見積とする。見積もりの作成にあたってはトルコ法規程を確認し対応することとするが、参考金額として JICA から情報提供することは可能である。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 9 月 22 日～10 月 11 日を予定しています。

なお、JICA の調査団員は 10 月 3 日～11 日の現地入りを予定しており、本業務従事者は、JICA の調査団員より先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 建築設計・耐震診断 (本コンサルタント)

- エ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) ジェンダー (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA トルコ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：英語⇄トルコ語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：アポイント取り付けは、渡航前に JICA が原則アレンジしますが、現地入国後にアポイントの新規取り付け・変更が必要となった場合は、本コンサルタントに調整を依頼する場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第二チームから配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ 要請書 (写)
 - ・ 案件概要表 (案)
 - ・ その他関連資料
- ② 本業務に関して、ウェブサイトで公開されている資料はありません。

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA トルコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、

特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上